

# 高齢者虐待防止のための指針

出雲市社会福祉協議会  
高齢者あんしん支援センター

## 1. 基本的な考え方

高齢者あんしん支援センター（以下「センター」という）は、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定する。

すべての職員は本指針に従い業務にあたるとともに、高齢者の尊厳保持・人格の尊重に努める。

## 2. 虐待の定義

養護者（高齢者を現に養護する家族等）又は養介護施設従事者等（センター職員を含む）による次の行為をいう。

### (1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。又は、正当な理由なく身体を拘束すること。

### (2) 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

### (3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 3. 虐待防止に係る検討委員会の設置について

虐待防止及び早期発見に組織的に取り組むことを目的に、「虐待防止検討委員会」を設置する。

### (1) 委員会の委員長はセンター長が務める。

### (2) 委員会の委員は、センターの管理職及び各職種で構成する。

### (3) 委員会は年1回開催する。センター職員による虐待が発生した場合その他必要時は随時開催する。

### (4) 委員会での検討内容は次のとおりとする。

①虐待防止のための指針の整備及び職員への周知に関すること

②虐待防止検討委員会その他センター内の体制整備に関すること

③虐待防止のための職員研修の実施に関すること

④虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。

⑤センター職員による虐待が発生した場合に、その対応及び再発の確実な防止策に関すること

## 4. 職員研修について

職員が虐待防止に関する基礎的な知識を身に付け、高齢者の権利擁護に対する認識を深めることができるよう職員研修を実施する。

(1) 研修は新規採用時及び年1回以上実施する。

(2) 虐待防止及び権利擁護に関する外部研修等へ職員を積極的に参加させるよう努める。

## 5. 虐待が発生した場合の対応及び相談・報告体制について

職員による虐待の発生（疑いを含む）を把握した場合には、高齢者の権利と生命の保全を最優先とし、本指針に基づき迅速かつ適切に対応する。なお、虐待に関する相談、対応及び報告に関する体制は次のとおりとする。

(1) 本指針による虐待防止に関する措置を適切に実施するため、虐待対応担当者を置く。虐待担当者はセンター長があたるものとする。

(2) 利用者及び家族、関係機関等から虐待の相談又は報告を受けたとき、又は職員が他の職員による虐待を発見したときは、虐待対応担当者へ速やかに報告する。

(3) 虐待対応担当者は必要な情報の収集、事実確認を行い、虐待の発生を確認した場合は、速やかに市へ報告するとともに、市の実施する事実確認への協力等誠意をもって対応する。

(4) 虐待防止検討委員会にて、虐待の発生に至った経緯や要因を検証、再発防止策の検討を行うとともに、虐待の確実な再発防止へ向けて組織的に取り組む。

(5) 虐待発生の経緯及び対応内容、再発防止への取組みについて市へ報告する。

## 6. 虐待等に係る苦情解決方法について

(1) 苦情受付及び解決にあたっては、苦情受付担当者及び苦情解決責任者を置き、「出雲市社会福祉協議会苦情解決に関する規程」に則り対応する。

(2) 虐待に関する苦情相談があった場合や、苦情内容から虐待が疑われる場合においては、虐待対応担当者へ速やかに報告し、上記「虐待が発生した場合の対応及び相談・報告体制」に依り対応する。

(3) 受け付けた相談内容については、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

## 7. 利用者等に対する指針の閲覧

本指針をいつでも閲覧できるように文書の掲示を行う。

## 8. その他虐待防止及び成年後見制度等利用促進のために必要な事項

(1) センター職員は、養護者による虐待やセルフネグレクト、第三者による財産上の不当取引による被害等を見出しやすい立場にあることを常に意識し、早期発見に努める。

(2) 事案を発見した場合には、総合相談支援業務、権利擁護業務の一環として、出雲市担当課と連携を図りながら適切に対応する。

(3) 成年後見制度等の必要がある場合は出雲成年後見センターやいづも権利擁護センター等関係機関と連携を図りながら利用支援に努める。

この指針は、令和6年4月1日より施行する